

議案第71号

関市職員の旅費に関する条例の一部改正について

関市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の旅費に関する条例（昭和28年関市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同条第6項中「前項」を「第4項」に改める。

第4条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。